明 教 委 研 第 ４ ８ ６ 号
２０２２年（令和４年）１月１７日

明石市長　　泉　房穂
（公印省略　あかし教育研修センター）

公募型プロポーザルの実施について

明石市教育委員会あかし教育研修センターの公募型プロポーザル方式賃貸借契約（以下「プロポーザル方式」という。）を実施しますので、参加を希望する者は下記要領により参加申請書等を提出してください。

記

１　借入内容

（１）件　　名　　学習支援ソフト（デジタルドリル）賃貸借
（２）業 務 概 要　　学習支援ソフト（デジタルドリル）の使用に係る賃貸借及び利用サポート、研修
（３）履 行 期 間　　令和４年４月１日から令和７年３月31日まで
（地方自治法第234条の３に規定する長期継続契約）
（４）見 積 限 度 額　　月額783,700円（税抜）

２　プロポーザル方式参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当していること。）

(1) 明石市入札参加資格者名簿（物品・サービス）に登録されていること。
(2) 2011年４月１日から2021年12月31日までの間に、国内において、仕様書の要件を満たしたこの度提案するシステム（バージョン違いを含む）を学校に導入した実績を有すること（公立・私立を問わない）。※
※プロポーザル方式参加業者にシステムを提供する者が同等の実績を有している場合においても当該参加要件を満たすものとする。その場合、プロポーザル方式参加業者の責任において、参加申込み時に実績を証明すること。
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当しないこと。
(4) 明石市契約規則（平成５年規則第10号）第３条の規定に該当しないこと。
(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
ただし、更生手続開始の決定若しくは再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
(6) 明石市の指名停止期間でないこと。なお、公告日から参加申請書等の受付終了日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
(7) 公告日において納期限が到来している明石市税（※）を参加申請書等の受付終了日の前日までに完納していること。
※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ徴収猶予の「特例制度」を受けているもの（猶予期限を過ぎていないもの）及び納付期限が延長されたもの（延長された納付期限が過ぎていないもの）を除く。

(8) 国税（法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税）（※１）を完納していること。

※１新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ納税の猶予の特例を受けているもの（猶予期限を過ぎていないもの）を除く。

(9) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解したうえでプロポーザル方式に参加できること。

3　仕様書等のダウンロード

（1） 期間

2022 年 1 月 17 日（月）からダウンロード可能

（2） 方法

上記期間内に明石市ホームページより仕様書等のファイルをダウンロードしてください。通信環境等の問題でダウンロードができない場合は、明石市教育委員会あかし教育研修センターにてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡（078－918－5814）の上、ＣＤ－Ｒ等の記録媒体（ＵＳＢメモリは不可）を持参してください。

4　仕様書等に対する質問及び回答

（1） 仕様書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にＦＡＸ（078－918－5817）により明石市教育委員会あかし教育研修センターへ仕様書等に関する質問書（様式１）を提出してください。

2022 年 1 月 17 日（月）から 2022 年 1 月 25 日（火）午後 1 時まで

（2） 質問に対する回答

2022 年 2 月 1 日（火）午後 1 時から明石市ホームページにおいて公表します。

5　プロポーザル方式参加申込み

（1） 参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア　公募型プロポーザル方式賃貸借契約参加申請書（１部／様式４）

イ　参考見積書（１部原本、６部コピー／様式５）

ウ　企画提案書（７部／「企画提案書作成要領」参照）

エ　公共性（施策反映）評価提出書（７部／「公共性（施策反映）評価について」参照）

オ　国税の滞納（※１）がないことを証する納税証明書（※２）（税額の証明ではありません）

※　発行日が**公告日以降**の日付の**原本**に限る。

・　個人の場合・・・その３の２（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと）

・　法人の場合・・・その３の３（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと）

※１　新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ納税の猶予の特例を受けているもの（猶予期限を過ぎていないもの）を除く。

※２　納税の猶予の特例を受けている場合は、国税（法人税（個人税にあたっては所得税）並びに消費税及び地方消費税）の納税証明書その１（直近２年分）

（2） 封筒の提出については、持参は認めません。必ず書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

ア　使用する封筒は宛名ラベル（様式３）を貼り付けた角２封筒等のＡ４サイズが折らずに入るものを使用してください。また、可能な限り１つの封筒に提出書類を入れてください。

イ　2022 年 2 月 1 日（火）午後 1 時に、明石市ホームページに仕様書等に対する質問及び回答を掲載

しますので、必ず確認の後に郵送してください。

ウ　提出期限は、2022 年 2 月 15 日（火）午後５時（必着）です。

〒６７３－０８８２　兵庫県明石市相生町２丁目５番１５号

明石市教育委員会あかし教育研修センター　公募型プロポーザル方式契約担当者　宛

エ　郵送手続を行った日中に書留控の写しを公募型プロポーザル方式賃貸借契約参加確認書（様式２）に貼付し、ＦＡＸ(078－918－5817)により教育委員会あかし教育研修センターへ送信してください。

6　プレゼンテーション及びヒアリングの日時及び場所

（1）　日時　2022 年 2 月 22 日（火）

※参加申請書等の受付終了後に参加者に時間を連絡します。

（2）　場所　明石市役所北庁舎　５階　504 会議室

7　契約保証金

契約金額の１０分の１以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第２５条に該当するときは免除等を行う場合がある。

8　消費税の取扱い

見積金額は、契約希望金額の１１０分の１００で記載してください（税抜きで記載）。

契約締結に際しては、落札金額に１０％を加算した額で契約を行います。

なお、１円未満の端数は、この最終金額において切り捨てます。

9　支払条件

前金払　　無　　部分払　　有　（毎月完了確認後（36 回））

10　契約の締結について

（1）　受託予定者

別紙選定要領に基づく審査の結果、選定された最優秀提案者を受託予定者とし、随意契約の相手方として、速やかに明石市と契約内容に関する調整を行うことになります。その後、見積書及び業務費内訳書等を提出していただきます。

（2）　見積書

参考見積書に記載の金額を超えた見積は無効とします。

（3）　暴力団排除に関する誓約書の提出について

明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第 5 条第 1 項の規定により、受託決定者は契約締結時までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、プロポーザル方式に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第 2 第 8 項第 10 号アの規定により、指名停止措置（3 か月）を行います。

（４）　その他

受託予定者が契約締結までに「２　プロポーザル方式参加要件」に規定する要件のいずれかを満たさなくなった場合、事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合及び協議が整わなかった場合においては、審査結果が次点の者から順に繰り上げて新たな受託予定者とします。

11　契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市業務委託契約約款等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ（入札コーナー）において閲覧することができます。

12　プロポーザル方式に関する条件

（１）　参加申請書等が所定の日時までに到着していること。
（２）　同一案件について２通以上プロポーザルに関する書類を提出していないこと。
（３）　プロポーザル方式に関する書類の必要箇所に記名押印があり、内容が明確であること。
（４）　参考見積書の見積金額が明確であること及び見積金額が訂正されていないこと。
（５）　談合その他の不正行為によって行われたと認められるプロポーザル方式でないこと。

13　無効とする参加申込み

（１）　プロポーザル方式に参加する者としての必要な資格のない者の行った参加申込み
（２）　虚偽の申請により資格を得た者の行った参加申込み
（３）　プロポーザル方式に関する条件に違反した参加申込み
（４）　提出書類を送付する際、封筒等に宛名ラベル（様式３）を貼り付けていないもの
（５）　持参、宅急便等、指示する方法以外で提出されたもの。又は、書留等の郵便局が配達し、明石市が受領した日時の証明が可能な方法以外の方法で郵送されたもの
（６）　宛名ラベルの記載内容に誤り又は漏れがあり、意思表示が不明瞭なもの
（７）　封筒の中に複数の参加者の提出書類を同封したもの
（８）　申込みに必要な提出書類がないもの
（９）　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印の無い提出書類により参加申込みをしたもの
(10)　公募型プロポーザル方式賃貸借契約参加申請書に参加申請者の記名・押印のないもの
(11)　参考見積書の金額を訂正したもの
(12)　見積限度額を超える金額で参考見積書を提出したもの

14　プロポーザル方式の中止等について

緊急等やむを得ない理由等により、プロポーザル方式を実施することができないと認められる場合は、プロポーザル方式を停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合においてもプロポーザル方式に要した費用を明石市に請求することはできません。

15　準備期間について

契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日までの期間は本業務の履行にかかる準備期間とします。なお、この間における本業務の準備は、受託者の責任と負担により行うものとし、これにかかる費用は一切発生しないものとしますので、了承の上、プロポーザル方式にご参加ください。

16　長期継続契約について

本業務は、地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約として契約を行うものです。なお、契約の翌年度以降において、本業務における予算が当該年度における年間予定賃借料の総額未満に減額又は削除された場合は、契約を解除することとなりますので、了承のうえ、プロポーザル方式にご参加ください。

17　その他

（1）　参加申請に係るすべての費用は参加者の負担となります。

（2）　提出された参加申請に係るすべての書類については返却しません。また、受託者の企画提案書による提案内容は明石市に帰属します。

（3）　明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成 22 年条例第 4 号）で定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。

（4）　プロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ（入札コーナー）掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。

（5）　提出書類等に不備がある場合には無効となるので、このプロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内等を確認した上で申し込んでください。

（6）　適正な技術者等の配置が条件となっている場合に適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。

（7）　業務責任者等は、死亡、退職等の特別な事情がある場合を除き変更は認められません。